

経 済 民 生 常 任 委 員 会 記 録

令和7年2月25日（火）午前9時20分～午前10時54分（第4委員会室）

○出席委員（8名）

委 員 長	根本 雅昭
副委員長	二階堂利枝
委 員	七島 奈緒
委 員	白川 敏明
委 員	後藤 善次
委 員	村山 国子
委 員	羽田 房男
委 員	真田 広志

○欠席委員（1名）

委 員	佐原 真紀
-----	-------

○市長等部局出席者（なし）

○案 件

所管事務調査「持続可能な農業の振興に関する調査」

1 参考人招致

東北農政局企画調整室長 児玉 史章 氏

2 意見開陳

3 その他

午前9時20分 開 議

（根本雅昭委員長）それでは、おはようございます。ただいまから経済民生常任委員会を開会いたします。

佐原真紀委員より本日1日間欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

議題は、お手元に配付のとおりです。

初めに、参考人招致を議題といたします。

本日は、参考人として東北農政局企画調整室長の児玉史章様にご出席いただき、お話を伺う予定で
ございます。

参考人招致に関して注意事項をまず申し上げます。1点目ですが、参考人はあらかじめ依頼した事
項、事前質問について意見を準備して出席いたします。そのため、事前質問以外の事項について意見
を求めた場合、私、委員長は委員の発言を制止することができますので、あらかじめご了承願います。
ただし、参考人の了承を得られるならば意見を求めることができます。

2点目ですが、参考人招致は証人と異なり、百条調査のような強制力がなく、委員から依頼して出
席を求めているものでございます。よって、参考人に対し礼節を尽くし、追及するような質問はしな
いでいただければと思います。

3点目ですが、本日のスケジュールについてです。参考人招致実施要領及び次第のとおりでござい
ますが、まず説明が30分、質疑応答が30分となっております。その後、終了後に意見開陳が行われま
すので、よろしくお願いいたします。

それでは、参考人をご案内してまいりますので、暫時休憩いたします。

午前9時22分 休 憩

午前9時24分 再 開

(根本雅昭委員長) それでは、委員会を再開いたします。

本日は、持続可能な農業の振興に関するお話を伺い、調査の参考とさせていただくため、東北農政
局企画調整室長の児玉史章様にご出席いただいております。

この際、参考人に一言ご挨拶申し上げます。本日は本当にお忙しい中、私ども経済民生常任委員会
の調査のためにご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私どもは、おととしから持続可
能な農業に関する調査ということで調査を続けてまいりました。そのような中、食料・農業・農村基
本法の改正がございまして、この改正を踏まえて、私どもの調査より一層充実したものとするために、
そして私どもの市に福島市農業・農村振興条例がございすけれども、こちらの改正の動きに向けて
この調査を延長してただいま取り組んでいるところでございます。本日は忌憚のないご意見をいただ
きますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

それでは、早速ですが、議事の順序等についてまず申し上げます。初めに参考人からご意見をお述
べいただきまして、その後委員の質疑にお答えいただきますようお願い申し上げます。おおよその
目安がご説明30分、質疑応答30分間の予定でございます。

それでは、参考人から発言をお願いいたします。着席のままでお話しいただければと思います。よ
ろしくお願いいたします。

(児玉史章参考人) では、よろしくお願いいたします。東北農政局で企画調整室長をしております児
玉史章と申します。私は、昭和50年の1月に福島市の生まれでございまして、野田小学校、野田中学

校、福島高校で、高校まで福島にいました。母方が飯野町になりまして、大体両親とも福島の方の関係でずっといるような形になっております。私ですけれども、静岡大学を出ました後、農林水産省に入りまして、東京にほとんど勤務しております。出先は富山県と北海道の札幌市に出ておりました、直前が今年の3月まで沖縄総合事務局で、那覇で勤務しておりました。ほとんど東京ですけれども、全国をぐるぐる回っているような形になっております。今東北農政局で企画調整室長ということで、いわゆるこういう基本法、法律だったり、そういったところの担当をしております。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

では、30分ということなので、こちらでもありますけれども、今日資料は若干いつもよりも厚めに作ってきております。多めに作ってありますので、あと説明は大分はしらせていただきます。なので、そのところは後でまた補足的に見ていただければと思います。

では、始めさせていただきます。今日の事項ですけれども、一応もとの改正の背景的なものを最初のところに入れておまして、その中でも一番重要だと思われる食料事情の部分をまず頭に入れております。あと、その後に実際今回の法律の改正が行われた部分、この2本立てでやっております。通常ですと2番だけなのですけれども、なかなか分かりにくい部分がありますので、1番のほうを追加させていただきました。

まず、1番のほうですけれども、ちょっと小さくて恐縮なのですけれども、我が国の食料自給率の推移になっております。上のほうが金額ベースで、下のほうがカロリーベース、いわゆる熱量換算しているのが下のものになります。もともとはやはり輸入がなかったのとお米中心の時代だったので、73%と高いものだったのですけれども、近年ずっと下がってきております。こちらのほうは、やっぱりどうしても輸入のほうが多くなっておまして、直近で38%という形になっております。金額ベースでももちろんこちらのほうは野菜とかがありますので、どうしても高くはなるのですけれども、単価が高いといっても右肩下がりですりまして、やっぱり61%ぐらいという形になっています。

これを端的に分かりやすくどういう状況か書いたのがこちらのほうの表になります。昭和35年ぐらいに何を食べていたのかというのと、今何を食べているのかという形になります。ちょっと色薄くて恐縮なのですけれども、昭和35年ぐらいはお米中心で、野菜も、魚と。あと、ポイントになってくるのはあんまり油を使っていないのです。この辺のところではいわゆる自給率が高くなりやすいという形になります。こちらのほうが現在のものになっております。やはりどうしてもお肉が中心だったり、あとお米以外にパンとか、昔の麺類とも違まして、いわゆるパスタ系であったり、ラーメンだったりとか、そういった麺類が入っております。またこのところは、ちょっと後で補足いたしますけれども。あと、もう一つのポイントは油というのがどうしても出てきます。ここがやっぱり単価が安いものですから、どうしても輸入品を原料にするものがほとんどになっております。

それを数的に表したものがこちらの食料の構造の関係になっております。真ん中にちょっと上がっている部分があるのですけれども、基本的にはこのときよりも必要カロリー量はずっと下がって

るのが本当なのです。ここ見ていただきたいのですが、油が大きく上がっているのが分かると思います。真ん中の部分ですけれども、この部分です。この油脂部分ってなっているところなのですけれども、この部分が伸びた関係で一回上がっていますけれども、実際のところは右肩下がりという形になっております。このときのほうがいわゆる肉体労働者が多かった、若い人の層が多かったということで、食べるものはどうしてもカロリーが比較的多かったということになっています。食生活の変化で油類が増えたので、一回上がって見えるのですけれども、実際油類を除きますと右肩下がりに下がっています。これは労働が肉体労働からデスクワークに変わっていった。人口構成も若いほうからだんだん年を食っていくと。やはりどうしても一番食べるのは10代から20代、そういったパターンになりますので、その構成が減っているの、必要カロリー数は右肩下がりというふうになっています。

あともう一つあるのですけれども、ポイントになってくるのは小麦の部分、見ていただけますようにほとんど高さは変わっていないのです。一般的に言われるように米を食べなくなって、パンとかを食べるようになったとよく一般的に言われるのですけれども、実は小麦の量はほとんど変わっていないのです。ただ単にお米を食べなくなった。この心なのですけれども、簡単に言いますと、このときやっぱり肉体労働であったりなんだりが多いので、いわゆる間食として小麦を食べる、うどんを食べると、もしくはおみそ汁の代わりにうどんを食べていたとか、そういう形の小麦が多いのです。間食としてパンを食べると。食べている量も多いと。減っていったのはお米のほうだけという形になります。ここの小麦の伸びの関係ですが、もともと比較的高いうどん用の小麦は国産が多いのです。ところが、パン用の小麦というのはなかなか国内で作りにくいのもあって輸入が多いと。パスタ用、これが特に作りにくくて、ほぼ輸入で賄っているという形になります。ラーメンも作りにくい小麦の一つなので、大体小麦とか、その種類によってここの伸びが変わってくるという形です。特にここここはあんまり構成比が変わらないのですけれども、何とか国のほうでいろんな施策を打ちまして国内で作れるようになったという形がここの部分の伸びになっています。小麦の量は、大体食べている量は変わらず、米だけが単純に減っていったというのが現状という形になっております。

あともう一つ畜産物ということで、これがお肉とかそういったものになるのですけれども、これを見て分かりますように、大きく伸びております。ここからは変わっていないのですけれども、白い部分が輸入になります。肉の形とかで輸入しているものはこの形になります。この黄色い部分は、肉加工品で、餌を海外から買ってきているので、純粋に国産でやって、餌まで賄っているのはこの水色の部分という形になっています。大体このような形が大きなものになります。

多分ちょっと意外だと思われるのは、細いのですけれども、大豆のところが結構自給率低くなっています。イメージ的には多分皆さんは豆腐とかで国産の大豆を使っているとか、そういうのが結構見られるかと思うのですけれども、大豆そのものはほとんど輸入になっておりまして、食べているものになると結構この率になります。まして油に使っている大豆だとほぼこれと同じ比率になってきますので、ほとんど大豆のほうは輸入という形で大豆油は輸入です。この細い油のところの国産の部分ですけれ

ども、大体これは米油になります。米ぬかから取る油で、大体米菓子、米のおかきとかああいったもの、揚げ物のお米になっています。こういったものが中心になっていて、これぐらいが油の純粋なもの。あとはラードとか、畜産物由来のもの、そういったもの以外はほとんど輸入で賄われている。最近よくオリーブオイルとか国産でとか言っていますけれども、比率でいうと本当にごくごく僅かなものという形が今の実際の食料状況になっております。

それを大体図で表して、皆様にお使いになってもいいような形で持ってきておりますので、これが端的にパーセンテージを表したような形になっています。純粋に国産でやっています。ただ、ちょっとこれ小麦とかが実際細かい数字でなくて、小麦全体で作っていますので、こういう形になっていますけれども、実際はうどんとかが高く、パンとかは低い形で、パスタは先ほど言いましたようにゼロ%とかになりますので、ちょっと使い方にはご注意願えればと思います。特に果物、野菜に関しましてもパーセンテージと、書いてある絵は分かりやすいもの選んでいますが、若干のずれがありますので、そこだけご留意いただければと思います。つまり国産品だけではなかなか食事は難しいというのが今の日本の現状です。

これがもう一つ、あまり外に使っているものではないのですが、我が国供給カロリーベースの国別の構成比になっています。基本的に何を国で作っているとか、それをカロリーベースに直したのになっておりますので、あとこれは細かく見ていただければと思います。必要なときだけで十分だと思えます。どの国から輸入をしているのかという形になりますので、結構その年の豊作、不作によって大きく変わりますけれども、この年だったら平均的な状況だったので、分かりやすいかなと思ひまして持ってきております。米とかこういうのは分かりやすいのですが、トウモロコシとか小麦とかを見ていただくと分かるのですが、大体主要国とか安定的な国、ここがアメリカ、オーストラリア、カナダ、ブラジルと、施策的に安定している国からの輸入がどうしても日本の場合が多くなります。そういったこともありまして、若干いわゆる途上国とかと比べると高めの輸入金額という形になっております。やはり日本の場合には安定性を結構重視しておりますので、輸入業者様各社は値段単品にというよりも、品質とかかなり厳選して輸入している関係もあるので、海外と比べると輸入品が高いと言われるのはその辺りのポイントになってきております。特に不良品の関係とかは日本の場合にはクレームが多いので、そのところは注意している形になります。

あと、ちょっと簡単にだけ、この辺からありますけれども、品目別の用途の関係で入れておりますので、後で見ていただければと思います。基本的にこういった小麦とかも種類によって使われている小麦もかなりピンポイントで決まっておりますので、これを使ってやっているという形になります。なので、ここに国の名前と使っている輸入の種類の名前も全部決まっている形で、それでほとんどのものが、5種類で大体決まってくるという形になってきます。そういった形で国内は動いている形になります。これ以外というのは結構少ないという形が小麦の特徴です。下のほうが国産のほうになります。

ちょっと時間もあるので、先に進みますけれども、これも野菜の関係でちょっと色抜けている形になっており、簡単に言うと、生のまんま食べる野菜、皆さん見た目で形があり、スーパーに並んでいるようなものはほとんど国産です。生鮮品というのがいわゆる形あるまま持ってきているものになるのですけれども、ここがタマネギとなっていますけれども、これは形あるといってもむきタマネギといいまして、皮をむいて芯を取った、そういったもので、そのままカッターとか入れられるような状態でミキサーとかそういったものを入れられるものになります。そういったものが入ってきている。あと、こちらを見てもらいますと、トマトピューレというのがペースト状で潰したもののソースとかのもになるようなやつですね。あとジュース系とか、こういったものが入っている形になるので、冷凍野菜のところを除けばやっぱり形あるものというのは、ほとんど国産で賄っており、安い部分というのがどうしても入ってきているというのが今の現状です。

ここはちょっと時間の都合で飛ばしていますので、これが輸入の内訳の細かいものになりますので、後で見ただければ。

果実も同じような形です。ただ、ちょっと違うのがバナナ、パイナップル、キウイフルーツとか、オレンジとか、こういった国内で作れないものがやっぱり輸入として入ってきているという形で、日本にあるものと同じようなもの、リンゴ、オレンジというのはジュースとして入ってきていると。大体ここに手出てくるとなかなか、副産物としてならいいのですけれども、主でやってくるとやっぱりどうしても単価で負けてきますので、特殊な加工、いわゆる非加熱でリンゴジュースを作るとか、そういった形でないとなかなか国内では価格で勝てないという形になっているのが今の現状になっております。

もう一個背景的なもの、こちらが化学肥料の材料になっております。こちらは令和2年、ちょっとロシアとか中国のごたごたの前のおきなのですけれども、中国の部分は結構な割合を占めておりまして、こちらはカリウムですけれども、ここで見てもロシアとベラルーシと、こういった国からの輸入が多かった形になっています。なので、今は安定的な、値段ばかりではやっぱり対応しにくいということで、直近ですとマレーシアであったり、こちらでいうと、りん酸アンモニウムだと産出する国は限られますので、モロッコの割合が増えてきています。塩化カリウムは逆にカナダ一辺倒というような形になってきておりまして、やっぱり安定的な国のほうからなるべくシフトして対応したいと。特に輸出規制とかされるとなかなか入ってこなくて、肥料はなくなると農業経営が難しいので、こういったところを何とかしなければいけないということです。こういったことが一番大きな背景になりまして、今回の食料・農業・農村基本法の改正というふうにつながっております。

ちょっと一旦戻りまして、もともとのものという形なのですけれども、農業基本法というのが1961年頃につくっております。その後一回1999年に食料・農業・農村基本法というのが制定されまして、その後今回の改正に繋がります。大体大きい流れはその3回になっております。基本的に最初の農業基本法というのは農業を発展することと、農業者の地位向上となっていますけれども、この当時まだ農

業者は、結構地位が低かった、職業としてはいまいちだよねというふうに見られていた、そういう時代になっております。なので、できるだけ工業系とかに後継者を出したいと、そういったような時代になっております。なので、そういうものでなくて、地位の向上と書いてあるのはそういう理由がありまして、どうしてもやっぱり地元に残りたくない、農業というのはあんまりできない人がやるものだというふうに見られていたという時代になっていきますので、そういったものを解消していくというのが最初の法律という形になっております。その後状況も大分変わって、1999年ぐらいになってきますとちょっと状況が変わって、食料の安定供給とか、農業も多面的機能、農業以外の部分のところにも着目しようと、やっぱり環境とかにも貢献しているのではないかとされている時代になってきましたので、この頃に状況が変わっている。そういったような時代になってきております。

それを端的に表したイメージ図がこんな形になっています。一番最初の頃がこういう2本柱の形で、農業だけをやった法律というのが当初の農業基本法になります。その後、農業だけではないよねということで、1回目の基本法の制定時ですけれども、このときに、もちろん農業は重要ですが、食料の安定供給とか、こういった多面的機能、要は農業以外の部分にもやっぱり着目しなければいけないのではないかとというのが一番最初の法律制定時です。あともう一つが農村を住みやすいところにする、そこが発展しなければ農業は持続できませんよねということで、農村施策というのが前回の法律のときにできたものがこちらになります。直近の改正になりますけれども、今回は安定供給、極端な言い方していますが、要するに前は農業側で出したら終わり、やっぱりそれではなかなか安定的に、食料安全保障につながらないということで、食べる人の手元まで何とかしようというのが今回の改正のポイントになります。あともう一つ、新しい軸として環境という言葉が世界的に注目されていますので、日本の法律にも加えなければいけないということで、新しく環境と調和の取れた食料システムの確立ということでこちらを入れております。この2本立てで安定供給と食料システムということがメインになっています。今日は時間の都合もありますので、この2つを中心に話をしていきます。

もともとの柱はこれだけありますが、飛ばしまして、まずは安全保障の関係です。基本的に一番不安になっているのは、輸入リスクが結構難しくなっている。特に今のロシアの関係で一時的におとしとか小麦の輸入が難しくなった。日本が輸入している国には、ウクライナからは大体来ていませんでしたけれども、ウクライナが出荷できなくなったので、玉突きで皆さんウクライナ以外の国から買ってこようと、そういうことも起きましたので、やっぱりどうしても輸入のほうが不安化したという形があります。そこのところの対応です。あともう一つ、このとき起きた問題は、小売、スーパーの撤退です。福島もそうですけれども、沖縄とか、特に僻地と言われているような交通不便地、そのところでスーパーは流通の問題があって撤退していった。売れる、売れないではなくて運べないと、そういうようなエリアも出てきておりますので、そういったところを中心に撤退していると。そうすると、地元に住む高齢者が買物できないよというのが起きていた。その後調べましたら、都市部でも

同じようなことが起きています。都市部だとやっぱり車社会ではないので、徒歩圏内なり、ＪＲとかそういった電車の圏内でないと難しいのですけれども、そういったところでも高齢者を中心に買物に行けない状態というのが出てきているということがありました。あともう一つは貧困、格差の拡大。この３つがやっぱりどうしても、食料品にアクセスできないと、こういうことが起きていくということになります。特にここのところがあるのですけれども、所得の関係で、ここの部分のとがった部分になるのですけれども、簡単に言いますと低所得者層のところがちっと増えてきている。なので、どうしても買えない人が増えてきているというので、そこのところがちっと問題が大きくなってきているなということがあります。

すみません、時間の関係もあるので、ちょっとばたばたとしていますが、あともう一つが人口減少に伴う国内の市場の縮小という形になっております。そういった形で低価格が定着してきたというのがこれは農業者側の話で、それに対して肥料とかは上がってきており、ここのところがやっぱりどうしてもポイントになってきておりまして、今回の施策のほうになりますけれども、法律上、食料の円滑な入手の確保と、ここのところを新設したという形になっております。今回ポイントとなるのがフードバンクと子ども食堂とか、こういったところにも食料・農業・農村基本法として追加されているという形になっております。ここが今までにない部分の大きいところになっています。

あともう一つ、大きいものなのですけれども、まず１つが輸入に対する措置という形で、ここのところを今までの書きぶりよりも拡充しております。特に相手国の多様化、やっぱり１つの国に集中させると輸入が難しくなるときがあります。特に気象災害であったり、紛争だったり、そういったものが影響しやすいということで、ここの部分を大きく直しております。

あともう一つが輸出なのですけれども、輸出の促進という事項を新たに入れて、要するに非常時は国内に回せるようにしようと、なので輸出を促進しようという、そういう機軸を入れております。なので、ふだんだと外貨の獲得という意味もあるのですけれども、いざというときには国内のほうの余力という形で見ることもできますので、そういった面から輸出の促進というものをに入れております。

すみません、時間の都合もあるので、ちょっと飛ばしていきます。あともう一つ、別な法律を今準備しておりますけれども、食料価格の形成という形で、こちらのほうは、今度の国会で提案予定です。今までの形だと農協、農業者のほうがどうしても力が弱く外食の食品スーパーのほうが強いです。外食とかそういったものが強いので、やっぱり価格交渉力が難しく、そういうことがあるので、やっぱりそういったところを、今まで農協とかがやっていたところはあるのですけれども、食品スーパーなり外食産業が大きいものですから、そこの価格の競争が、競争というか、価格の調整が難しいということです。交渉能力がどうしても差が大きいということで、こういう仕組みを法律に基づいてやっていこうということで、これを別法律、基本法に基づいた別な法律という形で今国会提出に向けてやっているところでございます。なので、このところ、これは基本法に基づいて別な法律を定めたものになります。

あともう一つがこの部分、不測時の対応ということで、これは明確にしましたということになりますけれども、いわゆる備蓄だけでなく、特に食料輸入の拡大というのを明確にしているというところが今回の改正になっています。細かいのは後で見ていただければと思います。

もう一つのところが環境と調和の取れた食料システムということで、我々はみどり戦略というような言い方をしており、世界的には特にヨーロッパ中心に先行しているところになるのですが、環境に対するところを少し日本もやっていかなければいけないだろうということです。ここを見てもらうと分かりますが、日本の農業分野の温室効果ガスの排出量は、非常にちっちゃいのです。海外で見ると結構30%とか40%になる国も多々ある中、日本はそれほど大きくないです。とはいえ環境に優しいかという、実際農業によってCO₂を排出するというのは間違いないことなので、やはりその部分は少し考えて対応していかなければいけないというのが今回の基本法に入れたことになります。

この右側のグラフはちょっと色の関係で見づらいのですが、どういうふうなものから温室効果ガスが排出されているかというふうになりますと、一番大きいところはCO₂、メタンになるのですが、まずCO₂のほうから説明しますと、燃料という形になっています。このCO₂の排出源の大きいものは、簡単に言うとトラクターとかの動力機械の燃料及び温室とかの温度を上げるための燃料、そこから出ている形になります。二酸化炭素の大きなものはガソリンだったり、重油だったり、そういったものを燃やしたものという形だと思っていただければと思います。世界的に問題になっているのはメタンのほうが多くなっています。日本の場合は例外的に稲作、水田から出てくる使い切れなかった窒素源、それがメタンという形で排出されているという形になります。これは水稲とか湿潤状態、水田でやると起きるものになりますので、東アジアとかに多いものになって、ヨーロッパは少ないものになっています。この部分が実質上、国内の稲作で一番大きい部分の排出源という形になっています。

この右側の部分、こちらは世界的な問題なのですが、簡単に言うと牛のげっぷがメタンを出していますというのがこれになります。これがどうしても、オーストラリアとかそういうところのいわゆる畜産国と言われているところではこちらが一番大きな排出源になります。それとふん尿を合わせまして、これが結構大きな排出源という形になっています。N₂Oという形、こちらが畑作物の肥料由来の部分になります。この左上の部分になりますけれども、水田は水の張ってあるところ、こちらは水が張っていないところだと思ってください。この部分のところの排出源がN₂Oという形になります。もちろんそれ以外に家畜排せつ物など、農林水産分野のほうも結構二酸化炭素とか温室効果ガスを排出しているという形になっておりますので、やっぱりどうしても日本としては環境のところを重視しないと、まして肉とかそういったものの輸出するときにも求められることが多いので、こういった配慮は一定程度やっていかなければいけないという形で、新たに法律の中に入れ込んだという形になっております。

それに対しまして幾つかやっぱり入れておりまして、特に新しく入れた部分が第32条のところになるので、環境への負荷の低減の促進という形で、この部分を新しく法律に入れております。

あと、こちらは若干飛ばしながらやっていきますけれども、やっぱり今農業関係で、昔から言われているのですけれども、近々の課題としてあがっていますが、人口減少、特に農業のところは高齢化が著しく進んでおります。1960年代に20代だった担い手がずっとほとんど増えることなく、入れ替わることなく今も60代として、70代としてやっているという形になっています。この部分が推移できていないというのはやっぱり我々の一番考えている問題と考えております。なので、この右側見てもらうと分かるのですけれども、高齢者になっても働けるという意味では確かにそうなのですから、経営とかそういった意味で、後継者ということを考えますと、この部分、どうしても若い年齢層が少ないということです。それも中心となっている方が一番右の70代以上というのが異常に大きいような産業構造になっているという形になっております。ここのところがやはり少し問題になっておると、特に我々の、法律というよりは農林水産省的には一番の問題だと考えているのがこの年齢構成になっております。

やっぱりどうしても少ない人数でやっていかなければいけないということで、機械化を進めていかなければいけない。なので、スマート農業という形で効率化していかなければならず、要は自動化とか、機械化とか、データ化とか、そういったものの総称の言葉になるのですけれども、こういったものを進めていって、なるべく少ない人数で、初めて参加するような方もすぐできるような形で、この2点に力を入れまして施策を進めているところになります。これ自体は前の法律からも進めておりますけれども、改めてここのところに記載したという形になっております。

時間の都合でちょっと飛ばしますけれども、あとやはりそういう形になりますと、サービス事業体、要は外部の力も借りながらやっていくということを考えております。

あと、農地の関係もなるべく区画を大きくしなければ、やっぱりどうしても機械を入れにくいということがありますので、そういったところをメインにやっていこうということです。

あと、自動のためにはどうしても幾つか機械化しなければいけないと、そういう形になると、この機械もまだ十分でない部分がありますので、そういったものもしっかりと開発していかなければいけないという形になっております。

あとちょっと飛ばしまして、人口減少におけるコミュニティの維持を明確化という形で、10戸のラインなのですけれども、やっぱりどうしても地域的に、集落活動をやるときってやっぱり10戸より少なくなるとなかなか難しいです。いろんな活動をしていくのにはこの辺が限界だろうと。それ以下の集落だとやっぱりいろんなもののことができない。特に水路の維持とかも難しいということになるので、2つの観点から、少なくともできること、また少なくともしないようにすることということをやっております。

すみません、時間の関係でちょっと飛ばしていますので、一番はここのところ、活動、いろんなこ

とをしていただこうと。今まで住んでいる人とかそういったところばかりに目行っていたのですけれども、今度は関係人口、そういったところに力を入れていこうというのは今のところやっています。やっぱり維持するのに地元だけではもう人が足らないので、関係しているところからも全てやっ払いこうという形が今の新しいものになります。なので、多様な人材という形でいろんなものを農業の中に入れていこうというのが今の新しい流れになっております。

すみません、時間の関係でかなり飛ばしておりますけれども、ここ飛ばしてしまいます。いろんな形でやりますけれども、46ページに行ってもらおうと分かるのですけれども、今法律に基づきましていろんな施策進めております。こちらの法案ができたもの、これから提出するものが幾つかありますけれども、これが一覧表にまとめたものになりまして、スマート農業法だけはもう基本方針まで策定しておりますけれども、土地改良法であったり、食料システムの持続性であったり、さっきの価格のものがこれになるのですけれども、いろんなものが今法案の提出に向けていろいろと準備しているところという形になります。

また、この法律に基づきました基本計画は、今パブリックコメントの最中ですが、概要のものだけこちらに準備しています。PDFですが、今骨子と言われて、概要の部分をまとめて、1枚紙を持ってきておりますけれども、こちらの地方意見交換会が終わりましてところで、文書を作っているという状態です。大まかな骨子はホームページ見ていただければ分かるようになっておりますけれども、こういったものをベースに、これからこの計画に基づいて農林水産省とか、日本政府全体ですが、いろいろと施策を打っていく形になりますので、こちらをご参考いただければと思います。

すみません、時間の都合で、30分ということで駆け足でしたので、恐縮でしたが、私の説明を終了したいと思います。ありがとうございました。

(根本雅昭委員長) ありがとうございました。

以上でご説明、そして意見の開陳を終了いたします。

次に、質疑を行います。ご質疑のある方はお述べください。

(村山国子委員) どうもありがとうございました。

最後の頃に出てきたスマート農業だったのですが、人も少なくなってきた、省力化、そして少しでも効率をよくするというのでスマート農業ということだと思っておりますけれども、福島なんかは国の施策を受けて補助はしているのですけれども、そのものというのがすごく金額が高いのです。でも、まだまだそれに見合った予算が組めないという状況になっていて、そこら辺がジレンマなのかなんて思うのですが、やっぱり若い人はどんどん取り入れようという、そういう気持ちはあって、申し込んでももう締め切りました、もう終わりましたみたいになっているのです。今年もそういうことがあって、来年度は伸びるかなと思ったら、そんなに伸びていなくて、プラス500万円ぐらいだったというのがあって、スマート農業を進めていくという中でどういうことを想定して進めていきたいというふう

に思っているのかを伺いたいと思います。

(児玉史章参考人) まず、農林水産省のほうなのですけれども、一番簡単に言いますと、スマート農業法、こちらでいうと一番下の法律なのですけれども、ポイントとなっているのがまず2点、研究分野と現場の関係の導入と、この2つに大きく分かれます。1点目は、まず研究分野のほうですけれども、遅れているところが幾つかありまして、大型機械であってもできないところ、そういったところ、特に今ですとデータの分析の関係、分かりやすく言いますと自動収穫機だったり、選定を識別する能力だったり、こういったところがまだ難しくなっています。今できているのがイチゴとかの自動収穫機は一部先行して進んでおりますけれども、同じ緑色のキュウリとかの自動収穫機はまだできていないのです。そういったところとか、そういったものをして省力化を進めていくというところがまず1つ目としてございます。

あともう一点なのですけれども、村山委員がおっしゃったような形で値段が高いと、そのところがどうしてもやっぱりあります。値段が高い要素が2つあって、1つがまず規模に対して、ある程度小さい規模でやると、やはりどうしても機械そのものが高いため、難しいです。なので、国の施策としてまず農地の集約化とか、大区画化といって1枚の圃場を大きくするような形で、機械で入りやすい進入口とか、土木的なものをまず1つ進めていかなければいけない。もしくは、農地の集約を進めていかなければいけない。こういった基盤的なところをまず解消していかなければならない。それと、もう一つが機械の値段を落としていこうということです。やはりどうしても高いものは高いのだけれども、その中でもなるべく安いもの、特に自動操舵のトラクターとか、トラクターそのものは安いものだけれども、後づけできる機械もありますので、そういったものの普及も進めていこうというのがあります。ただ、そうはいつてももともと高いものですから、国全体としましても補助金とかそういったもので支援はしていこうというその2つの方針で今動いています。なので、なるべく農林水産省としても導入支援の補助事業はやっていこうと思っていますけれども、やっぱりどうしても全員に行き渡るぐらいに予算があるわけではございませんので、そのところは随時臨機応変にやっていかざるを得ないというのが今の現状でございます。このような回答でよろしいでしょうか。

(村山国子委員) ありがとうございます。

それで、スマート農業になると今度はCO₂の排出が増えるのかなと思うのですけれども、そういう対策なんかも踏まえての研究をしていくというふうになるのでしょうか。

(児玉史章参考人) まず、増えるかどうかなのですけれども、手作業であったものが機械化するというパターンがありまして、これはどうしようもないところだというふうに考えております。自動操舵のトラクターとか、自動収穫機とか、コンバインは自動ですけれども、人間が操作するよりも実は効率的に動きます。なので、もともとの農業者がどれぐらい効率的に動かしたかにもよるのですけれども、それだけでやっぱり10%なりなんなりって幾つかデータもありまして、そういった面で効率的に動くことでCO₂を減らすという効果がございます。また、ちょっと先の話にはなりますけれども、

エンジンでなくていわゆる燃料電池だったり、あとバッテリー式だったり、そういったトラクターとかも研究は進めております。そういったものに切り替わればまだ若干減っていくのかなというのはあります。あと、先ほどの、すみません、資料出せないのですけれども、やっぱりなるべく効率的に燃料を減らしていきたいというのはありますけれども、元が手作業であればどうしようもないところがありますので、なるべく効率的に動かす、あと燃料とかであれば、スマート農業の技術を使いまして必要なときだけ温度をかける、ピンポイントにかければその分だけ常に燃料として燃やしている量は減りますので、そういったものをなるべく効率的にやっていくというので今動いているところではございます。

以上でございます。

(七島奈緒委員) 説明ありがとうございます。

地球温暖化が進んでいて、例えば水稻などの取れる地域がどんどん変わっていくときに、それ以外の作物もそうですけれども、自給率と関わってくる問題なのかなと思うのですけれども、その辺って推移とか考えているところってあるのでしょうか。

(児玉史章参考人) すみません、今日の資料には入れていないのですけれども、温暖化の対策はやっぱり農林水産省の中でも特に重要なものだと考えております。一番分かりやすく言うと福島の場合ですとリンゴの色づきなのですけれども、そこのところがなかなか難しくなっているというのが一番あります。南限がどうしても上がってきているので、なるべく涼しいところに持っていかなければ難しいというのがありまして、リンゴとかは作りにくくなっているというのは確かです。そういうこともありますので、まずお米の話でいいますと、高温耐性品種、暑いときに白未熟粒だったり割れたり、こういったものを防ぐような品種が最近どんどん増えてきております。水不足はまた別の観点になりますけれども、そういったものであると高温になっても、対応できるようになり、やっぱり品種的なことで重要なものだと思います。なので、今まで南で作っていた作物をだんだんと北のほうで作っていくというのは、日本だけでなく世界的にも見られていますので、そういったものに対応していくことは我々としても協力していこうと考えております。

あともう一個重要なのは、それに伴いましてどうしても雨の量とかも変わってきます。なので、今までと同じ農業用施設、特に水関係の設備ですけれども、それだと対応し切れない。雨が降ったり降らなかったり極端になってきているので、そういったものも踏まえて基盤整備であったり、水の管理の整備だったりをしていかなければならないとありまして、そこのところも力を入れているのが現状でございます。

(村山国子委員) 15ページだったのですけれども、供給の確保というのをやめて、保障というのが入ったのですが、今回去年から米不足が大変な状況になっていたのですけれども、ここの保障の確保というところと関係があるのかなと思うのですけれども、生産者はやっぱりある程度の所得が欲しい、購入する消費者はできれば安く買いたい、そういう思いがあるのですけれども、ここと関わってくる

と思うのですが、どうでしょうか。

（児玉史章参考人） 直接想定している事案かというところちょっと違うところはあるのですが、先ほどここは出ているところなのではあるのですが、コストのほうはもう一つの価格の一番上の赤い部分ですけれども、合理的な価格形成は、別な法律で考えておまして、特にやっぱりどうしても農業者的に、今回特に備蓄米放出の絡みで農林水産省にも今の価格について、いろんなご意見をいただいております。やはりこれぐらいでないと我々耐え切れませんか、ただこれだと米離れ怖いですという、同じ農業者からも両側の意見が実は来ているような状況でございます。そのところは、再生産価格、来年も作るために必要な価格が皆さんやっぱり規模によっても違いますし、作っている、同じお米であっても品種であったり、契約方法だったり、どこへ売っているかによっても変わってくるという形になっていますので、やはり皆さんいろんなご意見いただいております。なので、そういったことは、なるべくこういうことが起きないように努力はしていますが、どうしても気象災害でございますので、なるべくそこはうまく対応していきたいとは考えておりますが、直接価格という意味ではこちらの別の法律を考えて対応していこうとしております。

（羽田房男委員） 大変ありがとうございました。羽田と申します。

国民一人一人の食料安全保障を基本理念の中心にという項の19ページです。25年間で明らかになった課題ということで、人口減少に伴う国内市場の縮小について分析をされておりますけれども、国内市場の変化は、2015年を100として、2020年、2025年、2030年、2035年、2040年と記載されておりますが、この資料を見たときに正直言ってぞっとしました。生鮮食料品なんていうものは私たち、いわゆる庶民がもう手に入らないような、通常スーパーに行っても買えないような価格になって、加工食品に頼らざるを得ないのかなというぐらいの統計で、ちょっとぞっとしたのです。この分析は当然例えば2005年とか2010年とずっと積み上げてきた分析の結果、このような2030年、2035年、2040年の分析に至ったのかもしれませんが、これに対して今回の改正に伴ってこの項目に限ってどのような対策といいますか、下のほうには改正後の理念ということについては記載されておるのですが、もうちょっと具体的にこういうふうなことを目指して課題を新設して、課題解決に向かって取り組むのですよというのをもうちょっとかみ砕いてご説明いただければと思います。

以上です。

（児玉史章参考人） 実はこの部分ちょっと説明に時間かかるので、今回省略したところなのではあるけれども、都市部ではここは結構説明している部分になっております。この生鮮食料品の減少、これは推計値なのではあるけれども、何を意味しているかという、実は2つありまして、1つが共働き世代の割合が増えてきているので、働く人が買って帰るものが変わってきているということを示しております。特に今都市部だと職場帰りに車で一つ買物をして、お家に帰って、それから御飯の準備をすると、そういう流れが増えてきております。多分福島とかでも共働き世代でそうなってくると、やはりどうしても生の野菜とか、そういったものから準備をしていくと時間がかかり過ぎます。特に共稼ぎで親御

さんがいないようなご家庭、そうするとお子さんを保育所などから連れてきて、それからスーパーに回って、それから帰って御飯の準備をするということが増えてきております。そうすると加工食品を買って帰る割合が増え、食べるものの割合が生鮮食品から加工食品にシフトしているというのが1点目。

もう一点が実は高齢化という形になっております。特に、福島ですとまだそうでもないのですけれども、単身者というのが結構日本中で増えてきております。そうすると、自分のために買ってくるものは、1品1品加工されていて1個1個が小さいものを選ぶ。とすると、いろんなもの食いたい、もしくは1人でキャベツ1個とか、キャベツ4分の1個とか高齢者1人では食べ切れない。なので、加工したものが増えていくという、そういう2点からこの生鮮食料品が減っていった、加工食品の割合が増えていくという形になっております。そういったものの表れとしてこの生鮮食料品の市場シェアが小さくなっていく、加工食品にシフトしていくのではないかとというのがこの統計になっています。

なので、福島では多分皆さんご夫婦以上で住まわれている方がほとんどだと思うので。あと、親御さんと一緒に住んでいる方が多いので、多分実感はないと思うのですが、私の家庭は、子供がいなく、夫婦2人なので、まして単身赴任中で1人だと、どんなにやっても生の野菜買ってきても使い切れないのです。こういうことがまだどんどん増えていくだろうと見ておりますし、仕事帰りに買っていくものという、生のものを買うことは少なくなってきており、これが日本全国的な特徴になっていますので、加工品、半加工品、そういったものの割合や総菜がやっぱりどうしても増えていきます。特にスーパーに行ってもらい見てもらうと分かるのですが、総菜にかなり力入れるようになってきております。生の野菜でいわゆる客引きという形の正面に置いておくものは続いておりますけれども、やはりどうしても利益率も高いこともありまして、どこのスーパー行っても総菜コーナーは、かなり充実してきていると思います。そういったところの力の入れ方も業界としても変わってきていますので、そういったことの表れという形になっています。なので、こちらはどちらかというと農業者向けの指標でありまして、今こういった状況なので、普通にスーパー向けの野菜を作っていたのでは駄目ですよと、加工用の業務用とか、そういったものにシフトしていかなければ難しいですよというのを表している、そういうふうな表になっております。なので、ちょっと状況的には今おっしゃっていることも、羽田委員がおっしゃっているのは分かるのですが、実際そういう心配というよりは、今現状の説明という形でよくこれは使っている資料になっております。

以上でございます。

（羽田房男委員）ありがとうございました。今おっしゃったように、スーパーで総菜コーナー、そして揚げ物とか、空揚げとか、メンチカツとか、そういうものが増えたのは共働きが増えたということについては私も認識をしておったのですが、やはり高齢化ということと共働きの分析というものについては、整合性といいますか、ちょっと私の頭の中では整理できなかったものですから、大変勉強になりました。ありがとうございました。

(白川敏明委員) ご説明ありがとうございます。

本当に基本的な質問なのですが、6ページの表を見て、前からそうは思っていました、国産品だけの食事は困難であり、この数字を見て、私は以前牛乳に関係していたものですから、いやいやいやと思ったのですが、例えば牛乳、乳製品で27%なんていうのは、牛乳なんかは飲用が九十数%は国産だと思っておりましたので、乳製品の、ほかの脱脂粉乳とかバター、チーズの輸入がそんなに多いのかと思いましたし、あと野菜が80%というのはまあまあなのかなと思ったのですが、果物は40%、これが今、日本って果物、特に福島なんか果物の産地ということで、あまりにも低いのかと考えていました。それで、今スマート農業でいろんな農業設備のほうは一生懸命取り組んでいるところだと思うのですが、作物とかそういうことに対しての指導とかはやっていかななくてはならないかと思うのですが、それはどのような状況になっていますでしょうか。

(児玉史章参考人) まず、ちょっと乳の補足だけいたします。

ご承知のとおり、生乳とか、いわゆる飲料乳そのものはほぼ100%国内です。どちらかというと輸出もやっております。やっぱりロングライフ牛乳もありますので。なので、ほとんどこれは餌だと思ってもらえれば分かりやすいかと思います。酪農をやっていく上では高カロリーの餌がどうしても必要になりますので、牧草だけというわけにはいかないのです。なので、濃厚飼料を食べさせないとお乳出ませんので、そういった意味でここのパーセンテージは下がってきます。チーズとかもありますけれども、基本的には餌と思ってもらえれば分かりやすいかと思います。やはりどうしても家畜の中で牛乳を作るという形になると牛もカロリーを消費するものですから。そういった形でその違いがあると思ってください。なので、そこはおっしゃっているとおりになります。

あと、果実のほうは、先ほど見ていただいたとおり、11ページのほうにあるのですが、国内で作れないものというのがやっぱり中心になっているのと、野菜とかも同じなのですが、安いもの、果実と果汁、こういったものをやってきています。だから、安いものはやっぱりどうしようもないのかなと。あと、やはり嗜好性いろいろ増えてきていますので、生のほうですと海外産のバナナは特殊なのですが、ほかのものもやっぱり作れないものを輸入しているという形になっております。作る側、何を作った方がいいかという形になるのですが、農林水産省的にもなかなかこれはというのは難しくなっております。やはり国内一本でというのはなかなか難しいので、適材適所という形になっております。一番地元に密着しているのは県の普及センターで各県にございますので、そこが栽培指導という形でやっていただいているのが中心になっています。そちらのほうは国からも交付金という形で支援もしておりますけれども、やはり地元に合ったものを直接農家指導していき地元密着型が必要になってきますので、そちらのほうを中心に、そこに支援をするという形になっていきます。もちろん国全体では農研機構といいまして、研究機関を持っておりますので、基礎研究的なものはそちらのほうでやっているという形になっております。なので、新しく、全くまだベースやレベルが低い状態で、まだ開発までいっておらず、研究段階のものとか、そちらのほうは県単位では難し

いので、国段階でやっぱり対応していくという形で、そういった研究機関のほうで対応しています。もしくは大学とかでやっているものに対して研究費という形で支援していくと、こういった形で対応しているというのが今の現状になっております。

（村山国子委員） 5 ページだったのですが、現在はもう米を除けば自給率がすごく低くなっているという状況なのですが、日本の持続的な農業を考えた場合、こういう推移で大丈夫なのかなって、そういう思いがあるのですが。

あともう一つは、米が100%になっているのですが、輸入とかはこれゼロですか。

（児玉史章参考人） 食料輸入の関係なのですけれども、いいかと言われると、私もいいとは思いません。ただ、頑張っているのですけれども、なかなか値段の関係もありますし、農地全体がやっぱりだんだん開発が進んできているのもあるので、努力はしているけれども、今ここまでしか国としてもできていないという感じになっております。

こちらはパーセンテージの表記なので、100%という形になってはいますが、全部というわけではありません。数字的に1%未満なので、出てこないだけで、輸入はあります。今年みたいなケースはまた特殊ですけれども、通常ですと長粒種とか輸入で、日本で作っていないけれども、やっぱり料理店とかで特殊に使うお米とかは必ず入ってきております。そういったものは必ずゼロになることはまずありませんし、ミニマムアクセスとかいろいろほかで入れているようなものとか、沖縄の泡盛とかお酒用は長粒種で造るので輸入があります。

（村山国子委員） そうすると、今自給率がぐっと下がっている感じなのですが、目標というか、望ましい形としてはやっぱり増やしていきたいという、そういう方向ではあるのでしょうか。

（児玉史章参考人） 今まだ検討中ではございますけれども、やはりまた今回の基本計画でも食料自給率というものは設定していこうと考えております。法律とは違い計画なので、10年後を見据えてここまで持っていきたいというのにはありますが、何%が現実的な数字かと言われると、それはちょっと今検討中ではございますが、やはりある程度、今よりは上げていかなければいけないのではないかと考えており、委員会のほうでも多分そうなると思います。

（村山国子委員） 農協と直接的な関係ではないのですが、18ページの良質な食料を提供できなくなっているというので、小売のスーパーの撤退とか、買物、移動の不便さとか、貧困とか格差の拡大とかというのがありますが、これに対しての対策みたいなのは何か、考えていらっしゃるのですか。

（児玉史章参考人） 対応策のほうなのですけれども、20ページのほうになりまして、一応は法律的にはまず第19条が1つになると思います。基本的に新しく今回の法律で新設した部分になるのですけれども、食料の円滑な入手の確保ということで、細かいのは、まだ法律段階なので、これからということになりますけれども、食料の輸送手段の確保とか、寄附の促進の環境、フードバンクとか子ども食堂とか、こういったものに対していろいろ対応は打っていく予定でございます。細かいものになりますと、基本法の骨子を見ていただければと思うのですけれども、こちらのほうに実はもうちょっと、

具体的に細かいものの施策になっております。また骨子の文章が出ておりますけれども、この文章はホームページに載っております。ちょっと小さくて、見づらいかと思いますが、この中ほどのところに食料アクセス、物理的アクセス、経済的アクセスというところに細かいのが載っており、こちらのほうで見ていただければもうちょっと詳しく分かるかと思います。

（後藤善次委員）どうもありがとうございます。

2点あります。1点目は、日本人の食生活が、だんだん和食から洋食に変わってきており、輸入品の中身なんかを見ると、油分が増えてきたりしている。本来日本人がずっと長い歴史の中で和食の生活を続けてきたことから洋食化したことによって、弊害と言っていいのか、成人病みたいな、今まで取らなかった栄養分を取っていくということによる農業の基本法に健康という分野というのですかね、多面的という部分の一部にそういうものというのは含んでこないのかという点。

もう一点は、スマート農業はこれから活用がどんどん推進されていった場合に、今稲作とか、あるいは果樹の農地の基盤整備、これも国がスマート農業に応じた基盤整備を今後行っていくような方向性になるのかどうか、その2点お願いします。

（児玉史章参考人）食生活の問題なのですけれども、食料・農業・農村基本法の中では具体的に細かいところまでは定めておりません。もちろん多少は読めるようなところはございますけれども、ほかの省庁の計画がございまして、厚生労働省とかそちらのほうでメインになってきている形になります。今回の改正は、日本の新しい食文化とか、そういったものをやっておりますけれども、健康というところになると、いろんな要素がありまして、実は肉食とかが増えてきたので、ある意味よくなっている部分もございまして。一概に洋食化というだけではなかなか悪いかというと、悪いわけではなくて、油とかが、今お見せしましたように、ちょっと物によっては取り過ぎている人もいますが、逆に言うと足らない人もいまだにいますので、そのところがやっぱり単純に平均で見てしまうとこうなっていますというのは出せるのですけれども、個別の食生活はまた違ってきますので、そこはやっぱり、餅は餅屋でないですけれども、厚生労働省とかそちらのほうで専門的にやっております。

基盤関係なのですけれども、今回農地法のほうもこの基本法に基づきまして改正を予定しております。その中でやっぱりスマート農業に対応していくために基盤整備を進めていくということがありまして、もちろんその中でそれに対応するような形の基盤整備を今後は進めていきますよというふうに、今まだ案段階で、これから国会審議に入るものなのですけれども、その中で明確に法律案という形で検討する、それで法案ができる予定と聞いております。どうしてもこれからはやはり少人数でやっていく以上、区画の整備だったり、進入路だったり、機械化に対応しないとなかなか難しいところもありますので、順次そういったものを導入したような基盤整備、国のほうですけれども、進めていく予定というふうに聞いております。もちろんそれにとまって多分県なりなんんりの、規模が一段小さくなりますけれども、そちらの基盤整備も順次進めていくものと思われます。こちらは国ではないので、正確なところまでは分かりませんが、一応全体的な流れとしてはそんな形でスマート農業に対

応していくと、基盤整備もやっていくという形で考えているというのが今の現状でございます。

（後藤善次委員）基盤整備にちょっと関連するのですが、田んぼで考えていくと、中山間地であるとか、あるいは土地の形が悪くてスマート農業化にふさわしくないというようなところの小規模の農家の方たちの機械化、スマート化というものと、それから基盤整備が今後スマート農業に合わせて行われていくような方向性になったとすると、そのときに併せて農地の集約化というものも見直しをしていくような、そういうものも含まれてくるのでしょうか。

（児玉史章参考人）ちょっと答えがずれるかもしれないのですが、46ページの最後のところになるのですが、青いところの下から2つ目、今地域計画というものを進めておりまして、各ブロック別にどのような人がどのような担い手でやっていくのかと、そういったものを今検討してもらっている形になります。そうなってくると、全国的に今何が不足しているのかというのが見えてくるかなと。それによって場合によっては国の施策の比率というのは予算の要求方法とか、そういったものが変わってくるかと思います。そういったものに依拠してその地域に合ったスマート農業というのがまた出てくるかと思います。

今研究段階では、機械は大型機械が多いのですが、中山間地でもやっぱりスマート農業を入れなければならないというエリアもございますので、それに依拠して中山間地における小型のコンバイン、小型のトラクターとか、そういったものも研究は進めております。ただし、弱点が2つありまして、今の現状ですとGPSの問題があり、普通の車のGPSと違って正確なもの、誤差10センチとか、そういったものが必要になってきますので、どうしてもやっぱり正確に、補正基地局とか、福島だと農協さんが大きいものを立てていますけれども、山の陰とかだと電波入らなかったりするエリアも結構あります。そういった対応ができるように補正のところを置いたりもするのでございますけれども、それがなかなか大変で、正確なGPSデータが、測量できなかつたりするので、それが大規模なところとか電波がいいところだとできるのでございますけれども、なかなか難しいです。小型基地局をさらに整備しているとか、そういうものもありますけれども、そのところが今限界が来ています。準天頂衛星もやっているところもありますけれども、やはり正確にというところがないとスマート農業は難しいということをお願いしております。

あともう一点なのですが、一番は草刈り、これがしんどいと言われております。これの機械化、スマート農業だけではないのですが、リモコン式草刈り機もそうなのですが、それができるように、逆にあぜで多少傾斜を緩くして機械ができるように、今だと手作業でこうやって壁みたいなところをやるといふのだと全部手作業のままになってしまうので、やはりトラクターの脇に切るような機械であったり、ラジコン式の草刈り機だったり、そういったものをしないととてもではないけれども、やり切れないです。なので、今までよりもそういった機械化を入れやすいような基盤整備というか、あぜの整備ですね、そういったものを進めていると聞いております。そういうのがないと難しいというのは現状としてあるという感じでございます。そういうのを入れるにはやっぱりあ

る程度、みんな共同的にやらないと難しいので、そのためにも地域計画といいまして、その地域で誰が何をするというのを明確にしてもらって、データの的にも国の施策としてこれが不足しているというのは見ていきたいというのは今考えているところということになっております。

（村山国子委員） スマート農業で大規模化、その一方で消費者が農薬を低減した有機農業で作った野菜を食べたいとか、そういう要求がたくさん今出てきていると思うのです。スマート農業の一方で家族農業というのが求められているのかなんて思うのですけれども、それに関してはどうでしょうか。

（児玉史章参考人） 2つございまして、環境負荷の低減のほうで、実はこちらのほうは幾つか今みどりの食料システム戦略という形でやっておりまして、その中で実は有機農業の促進と減農薬の促進をしております。そういったものもありまして、そっちのほうの形で進めている面かなというのが多分一番になっています。そうすると、品種の変更だったり、栽培方法の変更だったり、そういったものもありますので、そういったもので農薬を削減する、減農薬であればなるべく適切な量だけで済ませようと、ピンポイントに虫だけにかかる農薬の開発や研究など、農薬精度の変更とか、そういったものは今検討を進めているところになっています。そういった面でまず対応していくという形になります。

家族農業をどうするかというのはまた別な問題でございまして、やはり個別農業者、法人でなくて地域密着型がありますので、そここのところもやっていかなければいけないのです。ただ、単純に農業関係だけでやっていくと生活できないので、複合化とかそういった意味で、先ほど農村振興の部分で副業的なものや兼業的なものを逆に推進していかなければいけないのではないかという検討を進めている形になります。なので、実際地域のコミュニティとして、農業もやっていただくのだけれども、ほかのものもやって、副収入の形でやっていくと、そういうのもやっぱり大切だということになっておりますので、そういったもので農村振興という意味で地域としてお金を落としていただく、生活をしていただくと、そういったことを今促進しております。

（真田広志委員） 今日はありがとうございます。

これから少子高齢化が進んでいく中で農業生産の在り方というのは本当に考えていかなければいけない時期が改めて来ているのだと思っています。そうした中で、やはりこれから世界的な視点の中で農業というものをしっかり考えていかなければいけない。日本は高い技術力だったり、品質のよさというものはやはり世界的にしっかり評価がされてきているところです。そういったところの農産物の付加価値というものをどういうふうに高めていくかということは非常に重要な点だと思っているのですけれども、例えばお米にしても、先ほど来話が出たシャインマスカットなんかのいわゆる付加価値というものをどういうふうに活用していくかを考えたときに、知的財産の保護、これをどういうふうに行っていくのかというのは重要な観点なのだろうなと思っています。今海外にそういった知的財産が流出していったら、それに歯止めをかけることがなかなか難しくなっている。例えば先日種苗法の改正があり、ある意味それに歯止めをかけるべく法律の改正といったものを行ってきているのだけ

れども、現実的にはそれがしっかりした効果を発揮していないというのが現状ではないかなと思っています。そういった知的財産の流出などを含めて、どのようにこれから考えていかれるのかについてお伺いしたいと思います。

（児玉史章参考人） 今真田委員おっしゃったことは、我々としても非常に重要だと思っております。ちょっと法律とかにはなかなか書いている部分は少ないのですけれども、32ページ、第31条、こちらのところがそういったものになっております。とにかく知的財産の保護というのが今農林水産省全体ではメインの課題です。ただ、これは農業だけに限らないものですから、こちらは農業の法律なので、一部分になってはいますが、いわゆる工業系でももちろん同じ話で、知的財産を保護していかなければいけないという形になっていて、そのところはやっぱり世界的に、特に先進国と言われているところから中進国、発展途上国、それに達していくときに特に重要なポイントになってきております。なので、我が国単独では難しいと、国際条約的にやらないとやっぱり守り切れないというものもあるので、やはりやっていかなければいけないのは事実なのですけれども、単独には難しいので、そのところは国際的に働きかけをしながらやっていくという状況になっています。国内だけであればすぐ対応できるのですけれども、ちょっと進みが多分遅いように感じられているかと思いますが、そこは最も重要なことのひとつであることは間違いないので、農林水産省だけでなく、外務省なり経済産業省なり、そういうところとも手を取りながらやっていきたいと考えております。

（根本雅昭委員長） さらにございますか。そろそろお時間も。

【「なし」と呼ぶ者あり】

（根本雅昭委員長） それでは、以上で質疑を終了いたします。

この際、参考人に委員会を代表して一言御礼申し上げます。本日はお忙しい中、私ども経済民生常任委員会の調査のためにご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私どもの福島市農業・農村振興条例改正に向けて大変勉強になる、参考になるお話でございました。今後調査を続けてまいりますけれども、今後ともご支援いただきますようお願い申し上げます。また、貴重なご意見いただきまして、重ねて心から御礼申し上げます。本日は誠にありがとうございます。

それではここで、委員会暫時休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時46分 再 開

（根本雅昭委員長） では、委員会を再開いたします。

本日の参考人招致に関するご意見をお伺いしたいと思います。

まず、順番でよろしいですか。

（白川敏明委員） 今まで委員会でも、これからの農業ということで、スマート農業についてやったのですけれども、機械化とか、後継者とか、労働条件とかばかりだったので、それだけでは

なくてやっぱり作物、作るものについてもいろいろ考えながら、温暖化も関係あるので、これからはそういうことも研究して、農家の皆さんにそういうのをやっていただくというような方法にしないではないかなと、こう思いました。

以上です。

(七島奈緒委員) 時代の流れとともに自給率、米の生産量や消費量なども変わっていくということで、見直す機会だったりとか、流れによって変わっていくということをすごく感じました。

以上です。

(後藤善次委員) 多面的と呼ばれるものでどこまで条例の中に入れていくかというところ、そこが一つのポイントになってくるのかなと。農業、作るだけではなくて、今白川委員おっしゃったように環境の分野であるとか、いろいろと項目としては起こしていかなければいけないのかなと思いました。

(村山国子委員) 基本理念というか、具体性がないというか、私たちがこの間地に足をつけて調査してきたことがやっぱりこの福島の農業を少しでも振興させていくのに力になるのではないかなって思いました。部分的にはいろいろ使えるかもしれないのですけれども、やっぱり理念ということで、なかなか具体性にはちょっと程遠いかなというふうに思ったところです。

以上です。

(羽田房男委員) 私たちで、福島市の条例を改正していくというのは非常に大きな課題があるのかなと思います。42ページのところ見ますと、食料システムの新たな位置づけというところにも踏み込まなくてはならないのかなというふうに思います。そういたしますと、農業者、食品事業者、団体、消費者ということで、どういうふうに条例に盛り込むのかなということになると、ちょっと課題が大き過ぎるのかなというふうにも感じました。しかしながら、それをやり切らなくてはならないので、しっかりと議論しながら条例改正に向けて取り組んでいけばいいのかなというふうに思っています。非常に大きな課題だなというふうに改めて感じました。

以上でございます。

(真田広志委員) 実に25年ぶりの大幅な改正ということで、昨今の世界情勢なんかもしっかり見据えながら、例えば食料の安全保障、そういった視点なんかも取り入れた大きな改正なのだなというような感じがしています。先ほど来話がありますけれども、例えば担い手不足だったりとか、高齢化の問題は、農業の話というのは前回の基本法の中でも随分うたわれてきて、具体的な解決がなされてきていないのも現状です。それに比べて今回グローバルな視点なんかも含めながらの改正ということで、これから農業をどういうふうに持続的に続けていくかということも、発展させていくかということも含めて、今本当に考えていかなければいけない時期なのだろうなという感じがしています。これから福島市でも条例自体を改正するということですので、理念条例とならないように少しでも実効性を伴わせた、そういった条例としていくためにも我々しっかり研究しながら考えていく必要があるのだなというのを改めて考えたところです。

以上です。

(二階堂利枝委員) やっぱり共働きになって食べるものもちょっと変わってきたとかということで、食料品の生産するものもだんだん変わってくるのかなと思いました。農業の高齢化というのも問題になっているのですが、今日の話でやっぱりちょっと思ったのが、農業は高齢になってもできるから、高齢者の方が多いというのがあったので、やっぱりちょっとこれから新しく新規で農業に携わる人が定年してからももう一回農業をやってみるとか、そういった取組も福島で必要なのかなって改めて思いました。

以上です。

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。

スマート農業のみならず、これまでの調査に加えて本日の意見開陳で視点が様々加わったところであると思います。皆様からなかったものと、新たに法律に加わっている関係人口の増加ということで、様々な実際に会っての関係人口のみならず、デジタル化などのそういった技術を取り入れた関係人口の構築も重要ではないかなというふうに、私も感じたところでございます。

また、今皆様からいただいたご意見、正副委員長手元で今後内容を整理させていただきまして、調査のまとめの際にお示しさせていただきたいと思います。

さらに皆様からございますか、追加で。ございませんか。

ちょっと今日は時間の都合もありますので、次回以降にまた言い残したことございましたらいただければと思います。

本日の意見開陳はまずは以上といたします。

次に、その他でございますが、少しだけすみません。前回の委員会で委員長報告のまとめを修正いたしました。資料3をご覧くださいければと思います。修正箇所は、かきを漢字の柿に修正した1か所でございますので、ご確認いただければと思います。

このように修正したいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。

その他ございましたら次回以降にお願いいたします。

ほかになれば、以上で経済民生常任委員会を終了いたします。

午前10時54分 散 会

経済民生常任委員長 根 本 雅 昭